

# ラ・ポルトブルー (地域密着型通所介護) 重要事項説明書

## 1 利用者（被保険者）に関する事項

利用者（被保険者）	
要介護 区分	
要介護 認定有効期間	

## 2 事業の目的

医療法人しょうわ会が行う ラ・ポルトブルー の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る事を目的とする。

## 3 運営の方針

### 1.

- (1) 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。
- (2) 事業者自らその提供する事業所の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- (3) 事業所のサービス提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。
- (4) 事業所のサービス提供に当たる従業者は、事業所のサービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行います。
- (5) 事業所のサービス提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- (6) 事業所は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供します。特に認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えます。

2. 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

3. 事業所は、以下の場合を除いて、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

- (1) 事業所の現員から利用申込に応じきれない場合
- (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他の利用申込者に対し自ら適切は指定地域密着型通所介護を提供することが困難な場合。

#### 4. 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点より委員会の開催・指針の設備・研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組む

#### 5. 業務継続にむけた取り組みの強化

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

#### 6. 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める。

##### (1). 事業所は地域密着型通所介護等の提供中に従業者又は擁護者

（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

(2). 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

#### 7. 雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む

### 4 事業所の概要

#### (1) 提供できるサービスの地域と種類

事業所名	ラ・ポルトブルー
所在地	北九州市八幡西区陣原 1 丁目 2 番 10 号
管理者の氏名	兵藤 美佳
電話番号	093-616-0278
FAX番号	093-616-0279
サービスを提供する地域	北九州市内
介護保険指定番号	4090700628

#### (2) 事業所の職員体制

##### 1 管理者 1 名（兼務、常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また他の従業員と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行う。

##### 2 生活相談員 2 名以上

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助その他指定地域密着型通所介護の提供を行う。

##### 3 介護職員 2 名以上

介護職員は、介護その他の指定地域密着型通所介護の提供に当たる。

##### 4 機能訓練指導員 2 名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

### (3) サービス提供の時間帯

営業日	月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 10 分まで
サービス提供時間	①午前 9 時 00 分～午後 12 時 10 分まで ②午後 1 時 20 分～午後 4 時 30 分まで
営業しない日	土曜日、日曜日、祝日(月曜日の祝日は営業) 12 月 30 日から 1 月 3 日まで

### (4) 利用定員について

利用定員は 1 日につき 20 名です。

## 5 サービスの内容

- ①機能訓練・日常生活動作訓練
- ②健康チェック
- ③生活指導・相談
- ④送迎サービス
- ⑤レクリエーション

## 6 利用料について

- ①サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則としてサービス費の 1 割(2 割)をお支払いいただきます。(別紙 1 をご参考にしてください。)
  - ②サービスが介護保険の適用を受けない部分については、サービス費全額 (10 割) をお支払いいただきます。
  - ③保険料の滞納などにより、サービス費の 1 割の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
  - ④ご利用の取り消しは、前日の 17 時までにご連絡ください。
  - ⑤毎月 10 日以降に、前月分の請求書を作成し、お渡しします。その月の 20 日にご登録していただいた預金口座より、引き落としをさせていただきます。入金確認後に領収書を発行いたします。
- ※ お支払いは、基本的には預金口座よりの引き落としとなっておりますが、やむを得ず引き落としが難しい方はご相談下さい。

## 7 送迎について

安全で、円滑な送迎を提供させていただきます。尚、ご利用者様・ご家族様皆様に当施設の運営規定を理解していただき、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

①原則として、玄関口までのお迎え・玄関口までのお送りをいたします。

但し、担当の居宅介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に位置付けられ送迎時に実施した居宅内介助等はサービス所要時間に含めます。

②季節・気候の変化により身体に及ぼす影響は様々です。自宅の中でお待ちください。

③安全な送迎を行うために、お迎えの時間を文書（送迎時間のご案内）にて随時お伝えしております。その点をご理解いただき、ご本人・ご家族様のご協力をお願いします。

やむを得ず、交通事情等で10分以上到着時間が遅れる場合は、当施設より電話連絡いたしますので、ご自宅内でお待ちください。

④乗車中は、安全の為全座席シートベルトを必ず着用していただきます。

⑤ご利用者様の状況に応じて介助者数及び車輛等については、居宅介護サービス計画書に添って検討の上対応いたします。

## 8 緊急時の対応

①指定地域密着型通所介護を実施中に、ご利用者様の病状に急変その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、御家族に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告し、随時状況に応じた対応をします。

②速やかに緊急時の対応をおこなうために当事業所の指定した書面にご家族等の連絡先及び主治医・居宅介護支援専門員等のご記入の上提出をお願い致します。

## 9 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

①当事業所相談窓口

担当者 兵藤 美佳

TEL 093-616-0278

FAX 093-616-0279

②公的機関

北九州市 各保健福祉センター

及び 各保健福祉相談コーナー(介護保険係)

(イ)

対応時間：平日午前8時30分から午後5時

連絡先

北九州市八幡西区高齢者・障害者相談コーナー(介護保険担当) 093-642-1446(直通)

北九州市八幡東区高齢者・障害者相談コーナー(介護保険担当) 093-671-6885(直通)

北九州市小倉北区高齢者・障害者相談コーナー(介護保険担当) 093-582-3433(直通)

北九州市小倉南区高齢者・障害者相談コーナー(介護保険担当) 093-951-4127(直通)

北九州市戸畑区高齢者・障害者相談コーナー(介護保険担当) 093-871-4527(直通)

北九州市若松区高齢者・障害者相談コーナー(介護保険担当) 093-761-4046(直通)

北九州市門司区高齢者・障害者相談コーナー(介護保険担当) 093-331-1894(直通)

(ロ) 福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険相談窓口

対応時間：平日午前 8 時 45 分から午後 5 時

所在地：〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号

電話番号：(092) 642-7859(直通)

FAX : (092) 642-7859(直通)

## 10 損害賠償責任保険について

①サービスの提供にあたってご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。但し、事業者の故意過失が無かったことを証明した場合は、この限りではありません。

②保険会社：相生ニッセイ同和損保

保障概要：身体障害事故・財物損壊事故・利用者の経済的損失に係る賠償責任

## 11 支援事業者の概要

医療法人 しょうわ会

理事長 浦上 泰成

所在地 〒807-0821

北九州市八幡西区陣原 1 丁目 2 番 11 号

TEL (093) 616-0753

FAX (093) 616-0754

前項、重要事項の説明を受けたことを証するため、利用者、事業者、双方が署名押印のうえ 1 通ずつ保有するものとします。

年 月 日

〈利用者〉

住所

---

氏名

印

---

〈ご利用者様 家族〉

氏名

続柄 ( ) 印

---

〈利用者代理人 (身元引受人)〉

住所

---

氏名

続柄 ( ) 印

---

〈説明者〉

氏名

印

---

〈事業者〉

所在地 北九州市 八幡西区 陣原1丁目2番10号

---

事業者名

ラ・ポルトブルー

---

管理者名

兵藤 美佳

印

---